



都市計画マスタープラン



平成28年1月改定

2 都市計画マスタープランの役割

(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画」とは都市計画法で、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されています。その中で、都市環境の保全や機能の増進を図るために、長期的な見通しにたってその都市の将来像、市街地の規模、土地利用の方針等を定めるとともに、必要な道路、公園・緑地等の都市施設の位置や規模等を定めて、全体として調和のとれた市街地を作り上げるための手法と言えます。

「都市計画マスタープラン」は、この都市計画に関し、市町村が策定する基本的な方針のことです。

(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、次の役割を担います。

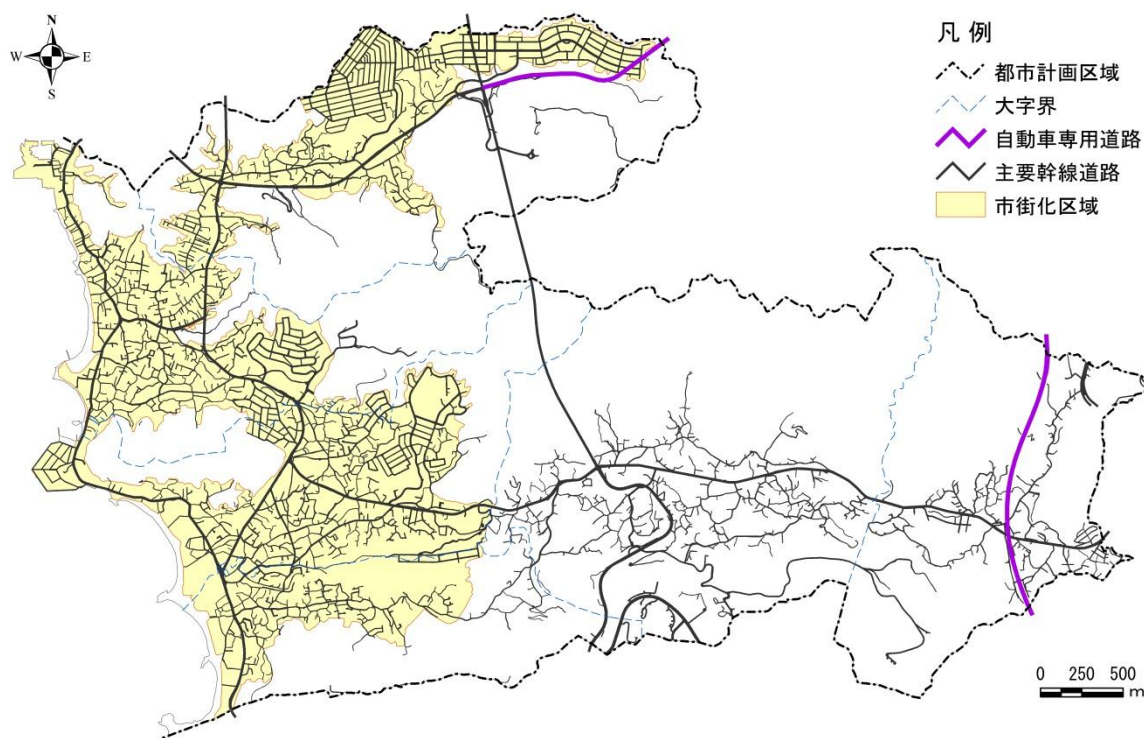
- ・都市や地域の将来像を明示して目標を示します。
- ・都市づくりのための総合的な整備方針を示します。
- ・市町村が決める都市計画の基本的な方向を示します。
- ・他の施策を都市づくりに総合化させます。
- ・住民の都市づくりへの参加を促します。

第2章 都市づくりの現況と課題

(4) 交通体系

交通条件の改善は基幹的な課題として対処してきました。特に路線バスは、鉄道のない葉山町にとって唯一の公共交通機関であり重要な役割を担っています。通勤動線が逗子駅前に連絡する都市計画道路国道 134 号（国道 134 号）と幅員が狭い県道 207 号森戸海岸に限定されているため、通勤・通学の時間帯や行楽シーズンの渋滞が激しい状況でしたが、都市計画道路長柄上山口線（県道 217 号逗子葉山横須賀・三浦半島中央道路）の一部開通による自動車交通の分散化やバスベいの整備などにより渋滞はほぼ解消されました。しかし、葉山町内の渋滞は解消されたものの、通勤・通学時に新逗子駅・逗子駅の周辺道路に渋滞が見られます。今後は交通管理者やバス事業者、逗子市と対話と連携を図りながら、検討を進める必要があります。

■道路整備の現況図



第4章 都市づくりの方針 (全体構想)

2 都市施設整備の方針

軸、拠点、ゾーンを形成する道路、公園・緑地、河川・下水道、コミュニティ施設等の都市施設の整備は、機能性や効率のみを追求するのではなく、地域の特性や歴史・文化の尊重、自然環境の保護等に配慮し、葉山町ならではの固有の魅力をもった快適な住環境の実現をめざすことが必要です。

それぞれの都市施設の整備を、次の基本的な方針に沿って、進めていきます。

(1) 道路整備の方針

道路整備においては、将来都市構造に沿った道路網の充実を図るとともに、景観形成や高齢者・障害者等の弱者への配慮や、主要な幹線道路や歩行者交通量が多い道路での無電柱化、道路緑化、歩道の修景等も含めた道路づくりをめざします。

① 骨格道路体系の整備

ア 広域を連絡する道路の整備

都市計画道路東京湾岸道路（横浜横須賀道路）

都市計画道路国道 134 号

都市計画道路上山口下山口線（三浦半島中央道路）

南北の骨格道路のうち、上記路線は広域を連絡する道路としても位置づけます。県道 311 号鎌倉葉山と逗子市の県道 24 号横須賀逗子を結ぶための道路である三浦半島中央道路北側区間の早期完成をめざします。また、これらの骨格道路は交通渋滞の解消や交通混雑の緩和を図る施策を進めるとともに、「中心交流拠点」や「地域交流拠点」などの拠点づくりを進めるなど葉山町の中心的な軸としてふさわしい整備を図ります。

イ 沿道に中心商店街の形成を図る道路の整備

県道 207 号森戸海岸

上記路線は、主要幹線道路であるとともに葉山町の中心商店街を形成するメインストリートです。多様な目的による自動車交通量が多く、歩行者交通量も多いルートであるため、バスベイの設置や道路の拡幅等によって、交通混雑の解消と歩行者や自転車が安心して通行できる道路づくりをめざします。また、海岸のシンボル道路として、ふさわしい景観整備に努めます。

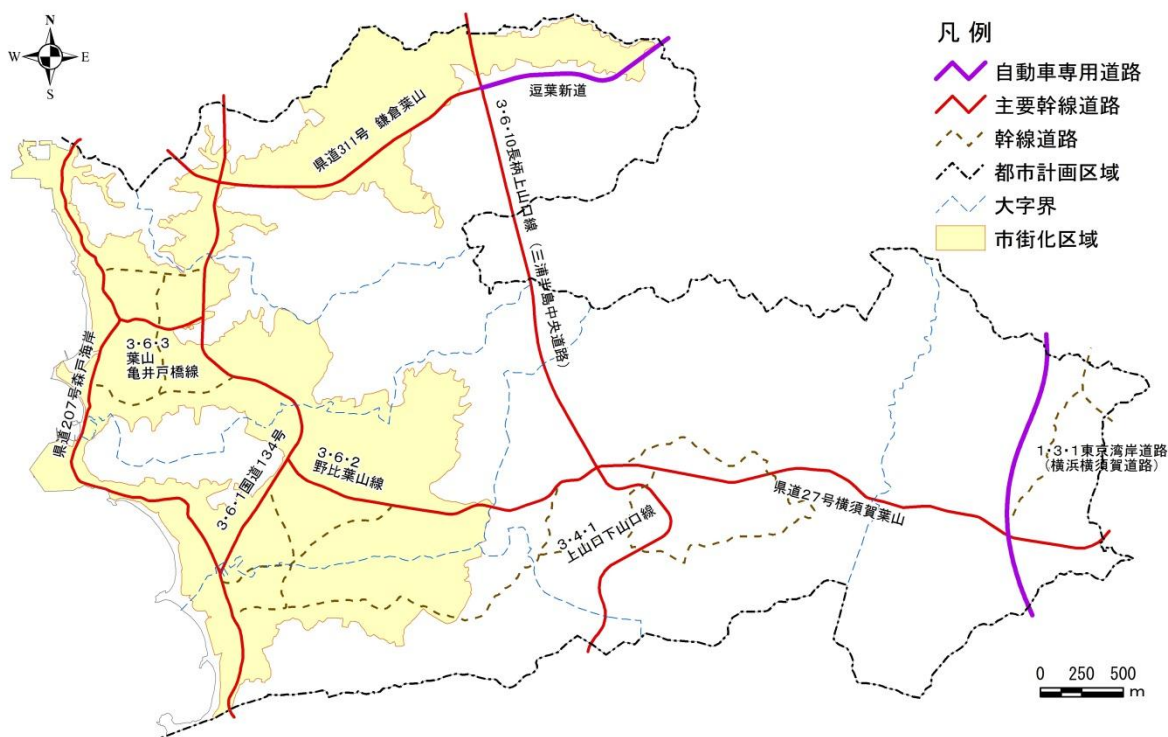
③公共交通機関の整備

町内には鉄道がないため、周辺自治体や事業者との連携、協力により、バス交通の利便性と快適性の向上に努めます。

バス路線を充実させるため、住民ニーズを踏まえ、民間バスの新たな運行路線や運行本数の増発を事業者にはたらきかけるとともに、バス利用者の快適性を向上させるためのバス停留所の整備（例えば、ベンチや屋根の設置、ポケットパークの整備）、交通混雑緩和のためのバスベイの整備を進めます。

また、公共車両優先システム（PTPS）等の導入や主要バス停や駅周辺の駐輪場確保等、自転車利用環境の向上についても研究を進めます。

■道路整備の方針図

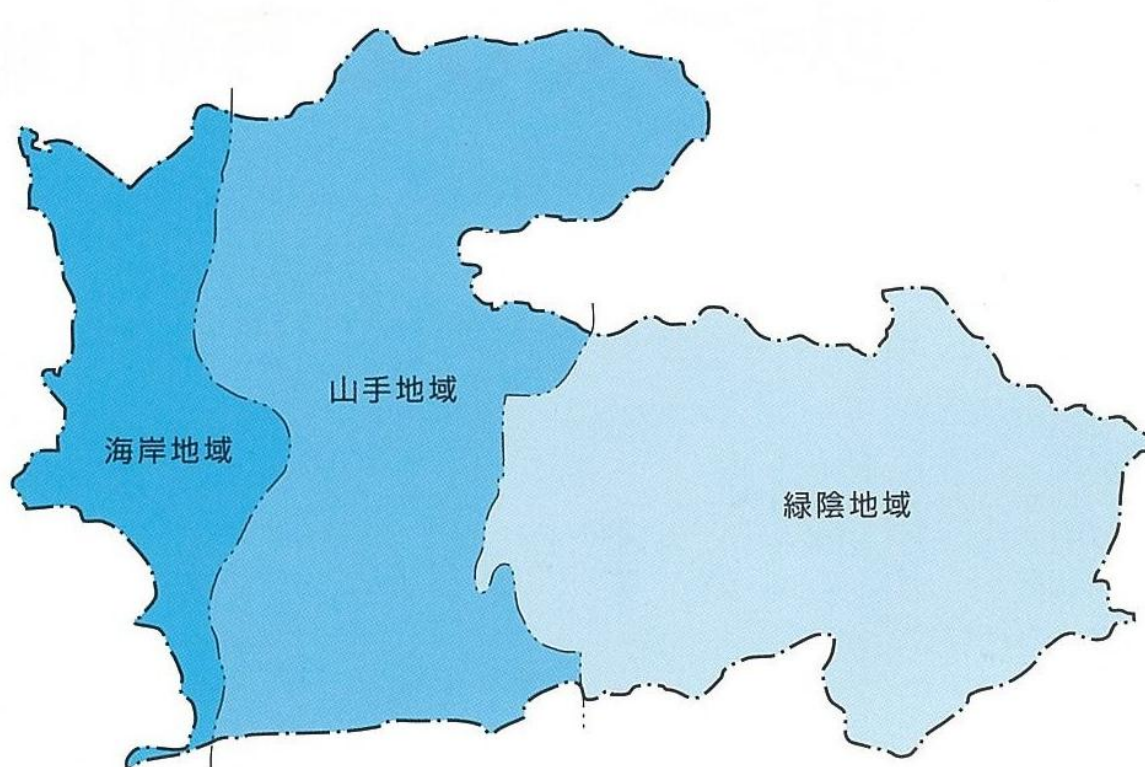


第5章 都市づくりの方針 (地域別構想)

■地域づくりの方針とは

地域別構想は、「第4章 都市づくりの方針（全体構想）」の町全体を対象とした方針に対し、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、第四次葉山町総合計画基本構想の土地利用基本構想に基づき、町全体を3地域に区分して各地域の将来像や、まちづくりの方針を定めるものです。

- 「海岸地域」：都市計画道路国道 134 号（国道 134 号）から西の海岸側の区域。
- 「山手地域」：都市計画道路国道 134 号（国道 134 号）から東の山側で、上山口との大字界までの区域。
- 「緑陰地域」：大字単位の上山口、木古庭及び湘南国際村地区に相当する区域。



③都市施設整備の方針

ア 道路

(7) 主要幹線道路

- 本地域の中心的な幹線道路である県道 207 号（森戸海岸）については、町内唯一の商業地のメインストリートであり、海辺のシンボリックな道路として、道路景観に配慮した整備を行います。
- 民間開発事業などの機会を捉え、神奈川県と連携し、道路の拡幅等により交通混雑の解消と歩行者が安心して歩ける道づくりに向け、バスベイや歩道の設置をめざします。

また、計画的な整備が進められるよう将来的な都市計画道路の計画決定に向け、関係機関にはたらきかけられるよう検討を進めます。

(イ) 幹線道路

- 本地域内の補助幹線街路として都市計画決定されている風早元町線、五ツ合森戸線、向原森戸線の整備を計画的に進めます。

(ウ) 生活道路

- 本地域の生活道路には、地域の特性ともいえる情緒がある落ち着いた環境や良好な景観を構成する要素として親しまれているケースがあることから、既存の魅力を壊さない手法を検討しながら拡幅等の道路改良を進めます。
また、海に向かう生活道路は修景に配慮した整備を、山に向かう道路には災害時の誘導のためソーラーLEDポイントライトや海拔表示板等の設置を進めます。

イ 公園・緑地

(7) 公園

a 都市公園

- 本地域内に住区基幹公園の近隣公園として県立葉山公園、また、特殊公園の風致公園として葉山しおさい公園、また、都市林として県立はやま三ヶ岡山緑地を配置し、市街地における良好な景観形成やレクリエーション機能、防災機能等の充実を図ります。

b 身近な公園（広場）

- 都市公園を補完するため、規模の大きな宅地開発事業や、面的な整備事業が行われる場合は、地域に身近な公園を設置します。また、既存の公園について、地域のニーズに合わせ充実を図ります。

③都市施設整備の方針

ア 道路

(7) 主要幹線道路

- 本町の中心軸となる主要幹線道路である都市計画道路国道 134 号（国道 134 号）は、中心軸にふさわしい道路景観の形成と沿道の土地利用の誘導に努めます。また、**鉄道の最寄りの駅である逗子駅、新逗子駅へのアクセスの最重要路線であることから、円滑な通行を確保するため、関係機関等と連携してバスベイの整備を進めます。**
- 本町の北部の東西を結ぶ主要幹線道路である県道 311 号（鎌倉葉山）は、逗葉新道、横浜横須賀道路とアクセスするとともに、本町の南北を結ぶ主要幹線道路の国道 134 号や県道 217 号（逗子葉山横須賀・三浦半島中央道路）と接続し町外来訪者の玄関口としての機能を有していることから、住宅ブランド葉山を牽引するような沿道の景観形成に努めます。
- 三浦半島中央道路（北側区間）は広域を連絡する道路として、全線の早期完成に向け、関係機関等にはたらきかけます。

(イ) 幹線道路

- 本地域内の補助幹線街路として都市計画決定されている一色下山口線や一級町道下山口上山口線の計画的な整備に努めます。

(ウ) 生活道路

- 4m未満の生活道路については、既存建築物の建て替えに合わせ段階的に拡幅整備する手法の検討を進めます。

イ 公園・緑地

(7) 公園

a 都市公園

- 本地域内に都市基幹公園の総合公園として南郷上ノ山公園、住区基幹公園の街区公園として主馬寮公園、都市緑地として大正公園緑地を配置し、市街地における良好な景観形成やレクリエーション機能、防災機能等の充実を図ります。

b 身近な公園（広場）

- 都市公園を補完するため、規模の大きな宅地開発事業や、面的な整備事業が行われる場合は、地域に身近な公園を設置します。また、既存の公園について、地域のニーズに合わせ充実を図ります。

③都市施設整備の方針

ア 道路

(7) 主要幹線道路

- ・ 県道 27 号（横須賀葉山）と県道 311 号（鎌倉葉山）は地域間と周辺都市を連絡する主要幹線道路と位置づけ、良好な景観形成に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・ 県道 311 号（鎌倉葉山）については、バス路線の充実に向けた検討を進めます。

(イ) 幹線道路

- ・ 本地域内には都市計画決定されている補助幹線街路がないことから、有事の際の主要幹線道路の迂回路機能等を考慮し、一定規模を有する町道である間門寺前線などの計画的な整備に努めます。

(ウ) 生活道路

- ・ 4m未満の生活道路については、既存建築物の建て替えに合わせ段階的に拡幅整備する手法の検討を進めます。

イ 公園・緑地

(7) 公園

a 都市公園

- ・ 本地域内の都市緑地として、湘南国際村グリーンパークを適正に維持・管理しながら、地区内の良好な景観形成やレクリエーション機能等の充実を図ります。

b 身近な公園（広場）

- ・ 都市公園を補完するため設置されている地域に身近な既存の公園について、地域のニーズに合わせた充実を図ります。
- ・ 御用邸水源地の周辺環境整備、保全樹林地を活かしたレクリエーションの場、水辺の空間等、地域の特色ある資源を活かした憩いの場づくりをめざします。

(イ) 緑地

a 地域制緑地

- ・ 首都圏近郊におけるまとまりのある貴重な緑地として衣笠・大楠山近郊緑地保全区域、逗子・葉山近郊緑地保全区域及び大楠山風致地区の指定を維持します。また、本地域のうち、多様な動植物の生息環境保全の担保性を強化

第6章 都市マスタープランの 推進に向けて

1 都市計画の各種施策の推進

本計画は、都市づくり全般に関する方針であることから、すべてを実現するためには長い時間と莫大な費用を要します。プランをプランとして終わらせないために一歩一歩の着実な努力の積み重ねが重要となります。

本計画に掲げる都市計画の決定・変更や各種事業の施行などの具体化については、総合計画等との整合を図るなかで実現に向けて取り組みます。

2 将来都市構造の構築に向けた事業の推進

将来都市構造を構築するためには、軸と拠点の着実な整備が極めて重要となります。現時点では、本計画の計画期間中に次に掲げる事業を優先的に進めていきます。

- 三浦半島連絡軸の整備
三浦半島中央道路北側区間の整備〔事業主体：神奈川県〕
- 地域交流拠点の整備
南郷トンネル入口交差点付近の地域交流拠点の整備
- 中心都市軸の整備

主要幹線道路の交通条件の更なる改善（バスベイの整備、ポケットパークの設置）

3 都市計画マスタープランの機動的な見直し

本計画の改定にあたり、状況等が整わず、具体的に明示できなかった内容がありますが、今後の各個別計画による方針の決定、住民等からの都市計画の提案などの状況の変化により、迅速な都市計画決定の必要性から本計画を改定しなければならないことが想定されます。

こうしたケースが生じた場合には、目標年次の途中であっても速やかに見直すこととします。

《参考事例》

- 住民等からの提案による地区計画や景観地区等の地域レベルの都市計画決定
- 道路、下水道、ごみ焼却場等の都市施設にかかる個別計画等の方針決定に伴う都市計画決定（変更）

用語解説

①ポケットパーク・・・

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。(デジタル大辞泉より)

町内事例



葉山大道交差点



葉桜バス停&葉桜中央児童遊園

②公共車両優先システム (PTPS)・・・

Public Transportation Priority Systems のことで、交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合した新たな公共車両優先システムです。

このシステムは、バスなどの公共車両が優先的に通行できるようバスの運行に合わせて信号を制御するものです。例えば交差点にバスが近づいてきた際には、赤信号になるタイミングを遅らせるなどして、スムーズにバスが走行できるようになります。

本町に係る路線としては、平成 26 年度に国道 134 号線 (林交差点～長柄交差点) を運行する逗子営業所の車両に設置されました。

だれも孤立しないまちづくり

第2次葉山町地域福祉推進プラン (令和4年4月～令和7年3月)

第3期葉山町地域福祉計画
第5次葉山町地域福祉活動計画

葉 山 町

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会

令和4年3月

(2) 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村行政が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画で、地域の住民、地域で福祉活動を行う者、地域で福祉事業を経営する者が推進する地域福祉活動を支援するものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、地域住民などと、ともに協働して取り組む民間の活動計画として策定するものであり、地域の住民、地域で福祉活動を行う者、地域で福祉事業を経営する者が参加・協力し合い、地域福祉の推進を目的とする行動計画です。

町社会福祉協議会では、平成 13 年度に「第 1 次葉山町地域福祉活動計画」を策定して以降「第 3 次葉山町地域福祉活動計画」まで、町行政では、平成 25 年度に「第 1 期葉山町地域福祉計画」をそれぞれ策定しましたが、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する上で、協力・連携し合っていく車の両輪のような関係にあるため、平成 29 年度からは両計画を「葉山町地域福祉推進プラン」として一体的に作成し、町の地域福祉を進めてきました。

以上の経緯を踏まえ、本計画では、令和 4 年 3 月末をもって計画期間を終了する「葉山町地域福祉推進プラン」の次期計画として、第 3 期葉山町地域福祉計画と第 5 次葉山町地域福祉活動計画を引き続き一体的に策定します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、町行政の上位計画である第四次葉山町総合計画の期間に合わせ、令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 か年とします。

【葉山町地域福祉計画(町)】

第1期				第2期					第3期		
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

【葉山町地域福祉活動計画(社会福祉協議会)】

第3次					第4次					第5次		
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度



一体化 地域福祉推進プラン

第2次
地域福祉推進プラン

第2章 現状と課題

評価と課題	<p>○生活課題を抱える当事者・家族などに対し、相談窓口の周知が課題となっている。</p> <p>○小地域福祉活動推進組織による福祉相談窓口の設置が増えてはならず、またその担い手となる小地域コーディネーターの発掘とさらなるスキルアップが課題となっている。</p> <p>○小地域福祉活動推進組織の設置は、今後、組織のあり方や圏域設定の見直しが必要と考えられる。</p> <p>○小地域福祉活動推進組織や関係者・団体、専門職などの相談窓口同士の横の連携・強化をさらに進める必要がある。</p> <p>○多様な社会資源を活用した個別支援活動の充実・強化と地域課題を解決するための仕組みづくりについては、上の課題を踏まえつつ、継続して取り組む必要がある。</p>
-------	--

③ 地域住民主体の送迎サービス

前期計画	住民主体による送迎サービスの普及を図るための検討・協議の場づくり、モデル事業やガイドラインの作成などを通じた普及を図る。
実績	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民・福祉専門職などの参画を得た交通バリアフリー協議会を設置した。地域住民主体の送迎サービスのあり方を検討し、ガイドラインを策定後、送迎ボランティア養成講座を継続的に開催した。 地域サロン活動の一環として住民主体の送迎サービス、訪問型サービスDによる無料送迎サービスが一部地域で始まった。 住民主体による送迎サービスの負担軽減を一つの目的として外出支援用福祉車両の貸出事業を町社会福祉協議会で開始した。
評価と課題	<p>○送迎ボランティア養成講座修了者が、日頃の送迎サービス活動につながっておらず、活動実績が少ない結果となっている。実績が増えていかない理由として、送迎ボランティアが自分の車を利用して送迎するため、開始から終了までの身体的・心理的負担が大きいことや、事故のリスクを負うことが不安であることがあげられている。普及する上で、これらの負担や不安を軽減することが課題となっている。また、地域によって利用者の送迎ニーズの量や内容が異なるため、送迎サービスの必要性や方法について見直しを行う必要がある。</p> <p>○外出支援用福祉車両の貸出事業では、要介護者（家族）の通院時の送迎目的での利用が大半となっている。</p>

④ 小地域福祉活動の専用拠点の整備

前期計画	小地域福祉活動専用拠点が必要な地域において専用拠点を整備するため、公的施設や空き家の活用、国庫補助制度の活用を検討するとともに、バリアフリー化の改修などの初期費用の支援を行う。
実績	<ul style="list-style-type: none"> 一色地区では町民いこいの家の一部、下山口地区では氏子会館を借り上げ、専用拠点の確保と整備を行った。

第8期（2021年度（令和3年度）
～2023年度（令和5年度））

葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

2021年（令和3年）3月

葉山町

2 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

本計画は、市民の皆さんが年齢を重ねても住み慣れた葉山町で生き生きと暮らしていけるよう、目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしてまいります。

○高齢者福祉計画とは

老人福祉法第20条の8に規定された計画で、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保をはじめとする高齢者の福祉について定めるものです。

具体的には、介護サービス基盤の整備を含む高齢者の総合的なプランとして、高齢者福祉施策の基本的方向、今後取り組むべき具体的な施策、計画の推進体制などを盛り込んだ内容となります。

○介護保険事業計画とは

介護保険法第117条第1項に規定された計画で、国の基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施について定めるものです。

なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。

【介護保険事業計画における国の基本指針】

① 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- ・基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- ・要介護者等地域の実態の把握
- ・市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- ・2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標
- ・目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ・日常生活圏域の設定
- ・他の計画との関係
- ・その他

② 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- ・日常生活圏域
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取り組み及び目標設定

基本目標 1

元気で健康な状態を維持する

3) ケアマネジャーの個別相談

【事業内容】

地域のケアマネジャーが抱える地域の処遇困難な個別ケース等について情報を共有し、課題の解決をするための支援を行います。

4) 居宅介護支援事業所巡回相談

【事業内容】

ケアプランの作成状況の確認や情報提供、会議等の企画など地域のケアマネジャーに寄り添った支援ができるよう葉山町内居宅介護支援事業所を巡回訪問します。

5 外出支援事業

70歳以上の町民を対象に、公共交通機関への補助を行い、町民の外出支援を行います。

町民アンケートによると、一般高齢者の49.0%が週2～4回の外出、33.4%が週5回以上の外出をしており、本町の高齢者は比較的健康な方の割合が高くなっています。

そこで、公共交通機関での外出に対する補助を行うことで、健康な状態の維持を図ることとします。

1) 京急ふれあいパス補助事業

【事業内容】

京急ふれあいパス一部自己負担金に補助を行うことで、高齢者の外出支援を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
利用人数	1,819	1,922	2,000

【取り組みの方向】

通常の補助以外に運転免許自主返納者への補助も行い、今後とも事業を継続させていきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
利用人数	2,100	2,200	2,300

2) 高齢者外出支援事業

【事業内容】

心身機能の低下により自家用車や公共交通機関を利用して買い物や病院への通院、入退院、施設への入退所が困難な方に無料送迎を行い、高齢者の外出支援を行います。

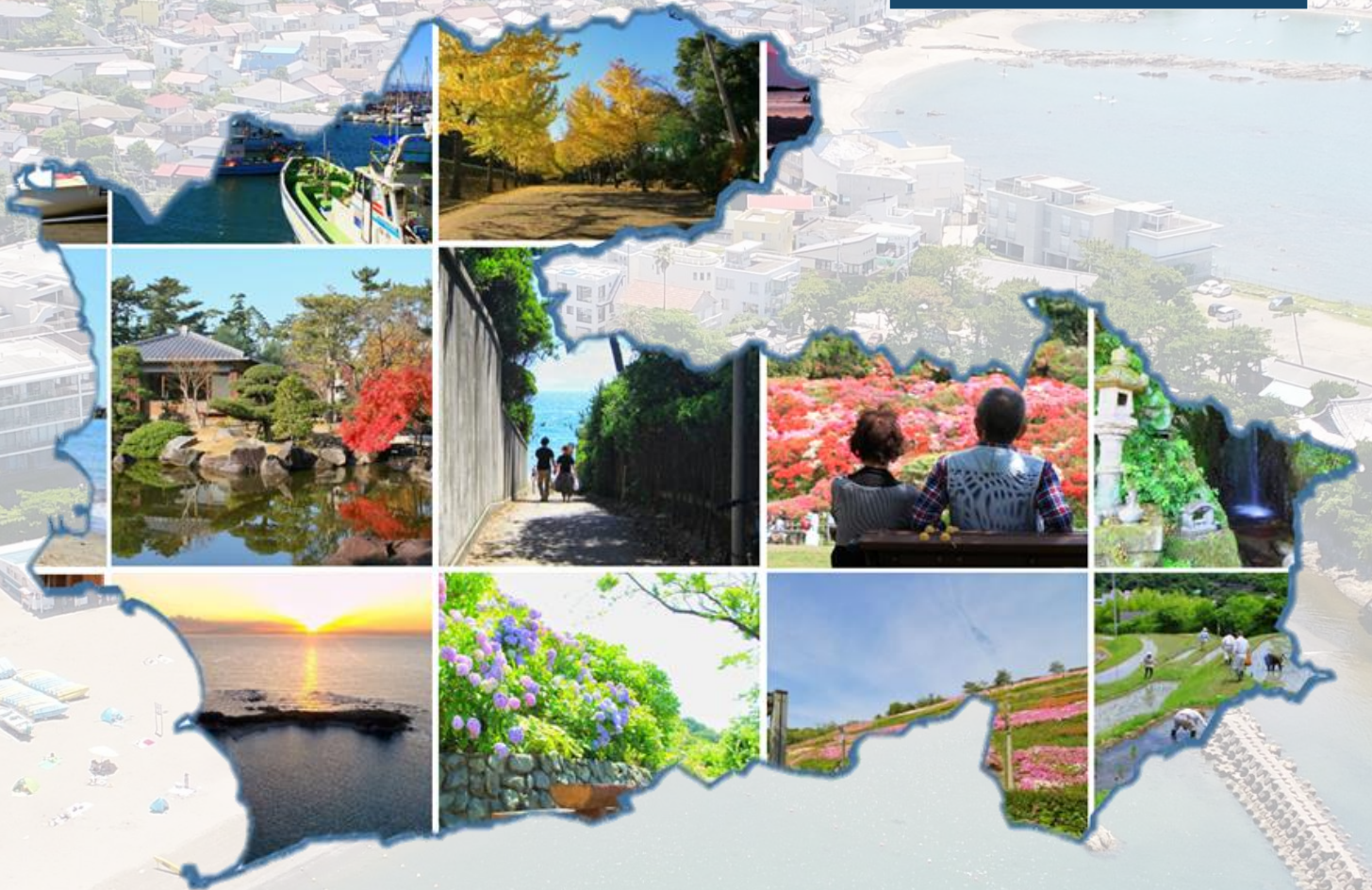
実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用人数	—	163	170

【取り組みの方向】

今後とも事業を継続させていただきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用人数	180	190	200

第	3	次
葉	山	町
環	境	基
本	計	画
2022 > 2030		



地球上の人々と共生する持続可能な社会に向けて、
豊かな自然と調和した安全で快適な生活を実現するまち

令和4(2022)年3月
葉山町

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、「葉山町環境基本条例」（平成 11（1999）年4月9日条例第6号）の第3条に掲げる基本理念の実現に向けて、目標とする将来像の実現のために、どのような取り組みを進めていくかという方針を定めるためのもので、**葉山町の豊かな自然環境及び良好な環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。**

計画期間は令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までとしますが、基礎的条件である環境や社会経済情勢の変化に対応し、適宜見直しを図るなど柔軟に対応します。

本計画は、町の上位計画である「葉山町総合計画」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するもので、町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取り組みを効果的かつ効率的に進めていきます。

葉山町環境基本条例第3条の基本理念

- 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を町、事業者及び町民が自らの課題と認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的な取組によって行われなければならない。

基本目標 1
脱炭素

脱炭素社会の実現に向け省エネ・再エネに取り組むまちづくり



1. 葉山町の基本施策

(1) 省エネルギーの徹底

役場庁舎や町道の照明などは、LED化によりエネルギー負荷の低減を図っていますが、これに加えて、他施設でのLEDの導入、節電・節水、公用車のエコカー導入等の省エネルギーに向けた取組みを徹底することで温室効果ガスの排出量を削減します。



エコカー公用車（電気自動車）

町民・事業者に向けては、町の取組みを含めて COOL CHOICE^{※1}の推進や省エネ設備・機器、省エネルギーに配慮した高断熱建物である ZEH・ZEB^{※2}への改修等について普及啓発をします。

(2) 再生可能エネルギーの有効利用・普及啓発

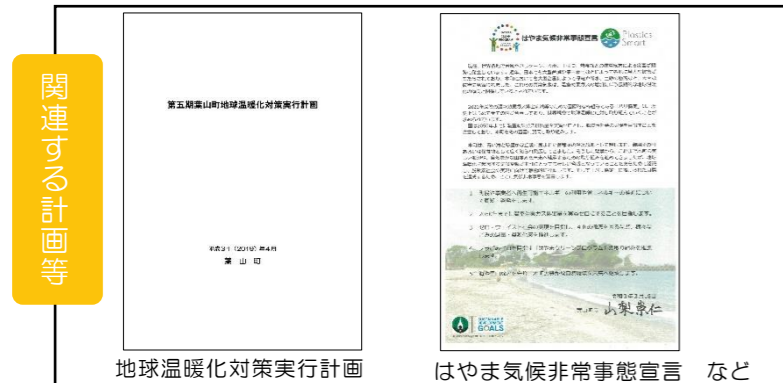
再生可能エネルギーの有効利用については、公共施設の使用電力を再生可能エネルギー由来の電力へ順次切替え、また、新たな施設整備や既存施設の更新にあたっては、再生可能エネルギーシステムの設置等を検討します。

また、町民や事業者に向けて積極的に情報を周知し、町全体で再生可能エネルギーの有効利用ができるよう普及啓発をします。

(3) 脱炭素への配慮

脱炭素社会の実現には、脱炭素・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへ転換していくことが重要です。町民や事業者にとって、省エネが我慢という消極的なイメージではなく、新しいライフスタイルとして受け入れられる必要があります。

町では、グリーン購入やカーボンフットプリント^{※3}など環境に配慮された製品の調達等を進め、機器の更新の際には省エネ設備の導入をします。これらの町の取組みや脱炭素・低炭素に貢献する製品への買換え・サービスの利用、地産地消の推進、カーボンオフセット^{※4}への取組みなどの周知に努めることで、町・町民・事業者が脱炭素への配慮を実践していけるよう、積極的に情報発信をします。



関連する計画等

2. 環境配慮・行動指針

なぜ配慮するの？

- ・地球温暖化が進むと、生活ができなくなってしまうからです。
- ・再生可能エネルギーシステムや電気自動車等は、脱炭素に資するだけでなく災害の際にも有効利用ができるからです。

《町民・地域の行動》

- 再生可能エネルギーシステムの導入やカーボンニュートラルの実現に貢献する電力・ガスなどの購入に努めます。
- 節電・節水など省エネルギーへの取組みを徹底します。
- ZEH やエコカー、省エネ製品の導入や農産物等の地産地消に努めます。
- 移動には公共交通機関や自転車等の利用に努めます。

《事業者の行動》

- 節電・節水、クールビズ・ウォームビズの実践等の省エネルギーに努めます。
- ZEB への改修や社用車等のエコカー、省エネ製品の導入に努めます。
- カーボンニュートラルの実現に貢献する電力・ガスなどの購入に努めます。
- 脱炭素・低炭素に貢献する製品・サービスの提供を検討します。

《滞在者の行動》

- 節電・節水など省エネルギーを心がけます。
- 移動には公共交通機関やレンタルサイクル等の利用、またはエコドライブを心がけます。

中学生の声（環境のためにしていること・葉山町に協力してほしいこと）

- ・エアコンや照明など電気はなるべく使わない！メディア等で騒がれているSDGsにおいて大事なことは環境への気持ちを一人ひとりがもつことだと思う。たとえ一人が行動してもほとんど何も変わらないけれど、その一人ひとりのSDGsに向けた環境への考え・意見がいつかかなにかを変えたいと思うからである。（南郷中3年）
- ・なるべく車を使わないように、自転車を使ったり、歩くようにしている。（南郷中3年）
- ・葉山町全体で数日かけて地球温暖化を伝えるイベントを行う。（葉山中1年）
- ・地球温暖化が進んでいるので、無駄に電気を使わないようにしている。（南郷中3年）



※1 COOL CHOICE…温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取組みです。

※2 ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）…それぞれネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネを徹底し再エネを導入することで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目標とした建物のことです。

※3 カーボンフットプリント…商品等の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品等に分かりやすく表示する仕組みです。

※4 カーボンオフセット…市民・企業・自治体等が、自らの温室効果ガスの排出を認識し、これを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること等により、その排出量を埋め合わせるという考え方です。

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい
環境が整っているまち

施策分野⑩ 公共交通環境

〔将来像〕 だれもが使いやすい公共交通環境が整っている

基本施策 36 公共交通の環境整備

基本施策がめざす姿

- 通勤や通学、また観光などで葉山を訪れる人など、だれもが使いやすい公共交通環境が整っています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
公共交通の利便性に不満をもっている町民の割合	30.2%	0%	町民アンケート

現状と課題

- 町には、鉄道がなく、JR逗子駅、衣笠駅、京浜急行逗子・葉山駅、汐入駅と町内を結ぶ路線バスが重要な交通手段となっています。多くの路線が1時間に2～6本程度運行しており便利ですが、道路渋滞による遅延の緩和やバス停から離れた地域の利用環境の向上が課題となっています。
- 路線バスの利用が不便な地域や、高低差があり高齢者のバス停までの移動が困難な地域の町民からの要請等により、事業者に対し、路線バスの新規路線の開設や運行本数の増便などの要望を行っていますが、運転員の不足や経営上の採算面などから、実現は大変難しい状況です。
- 今後、主要な公共交通である路線バスと新たな交通手段を組み合わせた町の交通計画の策定に向けて、関係者との協議の場を設けることが求められます。

基本方針

- 周辺自治体、事業者との連携、協力により、公共交通の利便性の向上に努めます。

具体的な取り組み

単位施策	36 - 01	バス路線の充実
------	---------	---------

運行本数の維持を原則とし、ニーズを踏まえながら状況に応じて、バスの新たな運行路線や増便を事業者に対して引き続き要望していきます。また、JR逗子駅や京浜急行逗子・葉山駅周辺のバスの円滑な運行に向け、近隣自治体、事業者と連携し、方策を研究していきます。

単位施策	36 - 02	バスの利用環境の向上
------	---------	------------

主要なバス停へのベンチ、屋根の設置等、利用環境の向上に向けた取り組みを関係機関とともに進めます。併せて、バスベイの整備についても、機会を捉えて関係機関へ要望します。

単位施策	36 - 03	交通計画策定に向けた取り組み
------	---------	----------------

バス停から離れた地域などの地域交通の利便性を向上させる手段として、新たな交通手段の検討、導入を図るために交通事業者や関係機関との協議の場を設置し、交通計画の策定に向けた検討を進めます。

協働でできること

- 町は、渋滞緩和、温室効果ガス排出削減や地域交通の利便性を向上させる手段として、新たな公共交通機関の導入について、地域住民と検討します。



町内のバス停